平成28年度教育実習生の受入れについて

(受付期間 平成 27 年 4 月 1 日 \sim 6 月 5 日 期間中の受付日時は選考に関係しません)

広尾学園中学校高等学校

教務

以下の諸条件を満たす者について、本校の教育計画に支障がないと思われる場合に限り許可する。

- 1 教育実習生受入れの人数・申込時期等
- (1) その人数は、教科で2名、科目で1名以内までを原則とする。 (申込み多数の場合は校内で協議の上決定する。申し込み先着順ではない。)
- (2) 申込みは、平成27年4月1日から6月5日までに行う。
- (3) 申込みは、事前に電話等で卒業時の担任と打ち合わせの上、本人が来校して担任及び教科責任者の面接を受け、所定の申込書類を教育実習係へ提出すること。担任が退職の場合は学年部長を介すこと。
- 2 教育実習出願の条件
- (1) 本校の卒業生であること。

(本学園教員の推薦及び校長(副校長)の承諾を得られた者は卒業生でなくても許可することがある)

- (2) 将来, 教員になる意志が強固 (第一志望) で、教員採用試験等を受験する者であること。
- (3) 高等学校・中学校の免許取得を希望する者で、3週間の教育実習であること。

(中学校免許のみの希望者は受付できない)

ただし、保健体育と養護教諭を希望するものは、本校が指定する4週間(平成28年6月6日~7月2日を 予定)とする。

- (4) 実施期間は、本校の指定する期間(平成28年6月6日~6月25日を予定)であること。
- (5) 卒業時担任(学年部長)の推薦及び実施希望教科の内諾が得られること。
- (6) 必要書類を提出すること。
 - ①「理想の教師像」のテーマで800字(原稿用紙2枚)以内の作文を提出すること。
 - ②大学の成績証明書(教職科目も記載されていること)
 - ③履歴書(市販のもので構わない)
 - ④大学からの書類(教育実習依頼書・同内諾書など)
- 3 教育実習の内諾

教育実習を内諾した旨は、平成28年7月中旬ごろ各大学へ連絡する。

- 4 教育実習受け入れの可否
- (1) 受け入れが決定した実習希望者の「内諾書」を大学に郵送する。
- (2) 受け入れができない実習希望者に電話連絡し、提出された書類を本人宛郵送する。
- 5 実習生との事前打ち合わせ

実習生は、本校の指定する日(実習開始の約1か月前)に来校し、事前打ち合わせを行う。

- ①実習期間中の服務(勤務時間・勤務態度・服装等)、その他必要事項についての注意
- ②指導教諭との打合せ
- ③その他必要な事項
- 6 実習後

評価書等を大学へ送付する。

*受け入れの内諾後、民間企業への就職内定等で進路変更があった場合は、速やかに教育実習辞退を申し出ること。